

子育て講演会

市ファミリー・サポート・センターでは、子育てカウンセラーを迎えて講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

とき 3月7日(木)午前10時～正午

ところ 東原庁舎2階会議室

テーマ 男の子と女の子、育て方に違いはあるの？

講師 子育てカウンセラー

竹之内久子さん

参加費 無料

申込期限 3月5日(火)

その他 託児有り(事前申し込み要)

申し込み・問い合わせ 子ども課子育て支援係 ☎内線77257、市ファミリー・サポート・センター ☎2447へ



小水力発電の講演会

沼田市自然エネルギー研究会では、小水力発電の専門家を迎えて講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

とき 2月19日(火)午後1時30分

ところ 白沢町振興局3階多目的ホール

テーマ 小水力発電による地域づくり

講師 茨城大学農学部教授 小林久さん

参加費 無料

申込期限 2月15日(金)

申し込み・問い合わせ 環境課環境係 ☎内線77372へ



災害ボランティア養成講習会

風水害や地震災害時は、災害ボランティア活動が大きな力を発揮します。いつ起こるか分からない災害に備えて、災害ボランティアの養成講習会を開催します。ぜひ、ご参加ください。



応急手当で講習

とき 3月6日(水)午前10時～午後3時30分

ところ 保健福祉センター4階多目的ホール

内容 災害ボランティアセンターの説明や炊き出し体験、試食、応急手当など

受講料 無料

申込期限 3月1日(金)

申し込み・問い合わせ

社会福祉協議会(保健福祉センター内) ☎21990へ



毛布で防寒講習

学校紹介

わたしたちの利根東小学校



私たちの利根東小学校には、たくさん行事があります。その中から、3つ紹介したいと思います。

一つ目は、交流花壇活動です。老人会や地域の人々と一緒に学校の花壇で花を育てたり、畑で野菜や果物を育てたりする活動です。学年ごとに、花壇や畑の耕し方、種のまき方などを教わっています。そのおかげで、毎年チューリップやパンジーなど、四季折々の花が、花壇を彩っています。とてもきれいです。これからもこの活動を続けていきたいです。



交流花壇活動

二つ目は、ふきわれ祭です。総合的な学習の時間や生活科の学習で調べたことをまとめ、発表します。毎年、たくさんの人たちが見に来てくれてとてもうれいす。図工・書写・家庭科などの作品もたくさんの人に

見てもらうことができます。また、司会進行も児童が行うので、とても貴重な体験ができます。三つ目は、鼓笛隊です。3年生から6年生までが、太鼓やピアニカ・トランペットなどを使い、五つの曲を演奏します。最初は、足踏みや演奏がそろわなくて大変でした。けれど、練習していくうちに上手に演奏できるようになり、みんなの気持ちが一つになっていく感覚がすばらしいと思いました。



鼓笛隊

これらの活動や行事を下級生に引き継いでもらい、これからも明るくて、すばらしい利根東小学校を創ってほしいと思います。

(6年 青木 優奈)

ブックスタート・ボランティアを募集します

図書館では、「ブックスタート」事業を手伝っていただけるボランティアスタッフを募集します。「ブックスタート」とは、赤ちゃんとその保護者に絵本とアドバイス集を手渡し、親子の楽しく温かい時間を持つきっかけをつくる事業です。

ところ 保健福祉センター(月1回)・利根保健福祉センター(2カ月に1回)

で行われる乳児検診会場

※時間は、正午～3時間程度(利根保健福祉センターは午前9時～正午)

対象 子育て支援や絵本の読み聞かせに関心のある人で、おおむね年18回行われる検診のうち半分程度協力できる人

申し込み 図書館に備え付けの申込用紙に記入の上、郵送(〒378-0042

沼田市西倉内町821番地1)、またはファクス ☎0553で図書館へ

問い合わせ 図書館 ☎0550へ



写真提供 NPOブックスタート

集まれ、まちの達人！指導者を募集します

市教育委員会では、充実した生涯学習を推進するために活躍していただける指導者を募集します。指導者資格、免許の有無、ジャンルなどは問いません。あなたの豊富な知識や優れた技術などを地域のために役立ててみませんか。

登録すると

○教室や講座などの講師として協力していただく場合があります

○講師を紹介してほしいという依頼に対して紹介します

○市ホームページ内の「まちの達人バンク講師」欄に掲載します

○冊子にして、各小中学校や公民館、図書館などに配布します

申し込み 2月22日(金)までに電話で社会教育課社会教育係へ

※すでに登録を済ませた人は、1月中に送付したアンケート用紙に記入し返送してください

問い合わせ 社会教育課社会教育係 ☎内線3333へ



年金の窓口からお知らせ



国民年金には保険料の申請免除制度や若年者納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により納付を免除や猶予する制度があります。免除や納付猶予の期間中に、事故で障害が残ったときや一家の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられる場合があります。

※一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります

■申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合に、申請して承認されると保険料①全額②4分の3③半額④4分の1の納付が免除されます。

※保険料が②・③・④で免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります

■若年者納付猶予制度 30歳未満で、世帯主の所得に関係なく本人や配偶者の所得が一定の基準以下の場合に、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

「申請免除制度」、「若年者納付猶予制度」の申請期間は、7月から6月までです。今年度に申請する人は、昨年の7月からさかのぼって受け付けとなります。

■学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合に、申請し承認されると学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

申請期間は、4月から3月までです。平成25年度の申請は4月以降になります。

※申請免除制度と若年者納付猶予制度、学生納付特例制度の申請は、原則として毎年必要です。ただし、全額免除と若年者納付猶予については、失業などによる理由を除いて翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます

問い合わせ 渋川年金事務所国民年金課 ☎0279-21607へ